平成２４年（フ）第３９９３号
大阪府豊中市庄内東町３丁目９番14号
破産者　株式会社ＨＳ観光バス西日本
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４号
東京都新宿区西新宿７丁目２番６号
破産者　株式会社リピーツ
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
兵庫県加古川市西神吉町岸497番地の４
破産者　サンユウ企画株式会社
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３５３号
北海道富良野市栄町２番１号
破産者　株式会社及川組
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０６号
東京都福生市大字熊川221番地７ヴィラM.Ｉ．T201号室、破産手続開始決定時の住所東京都昭島市つつじが丘２丁目５番17―405号
破産者　齊藤　真一
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０３４号
東京都三鷹市井の頭２丁目27番16号、破産手続開始決定記載の住所東京都三鷹市牟礼４丁目３番23号第２くぬぎ荘３
破産者　宮下　孝治
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３８０号
東京都杉並区松庵１丁目12番11号ローズガーデン103
破産者　小山健太郎（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２００号
岐阜市金町１丁目21番地
破産者　兒玉　磯子
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２７５号
愛知県豊橋市吾妻町68番地
破産者　株式会社パッシブナレッジ
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１２３号
大津市藤尾奥町14番24号
破産者　有限会社エスティ工業
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４８号
岡山県笠岡市中央町７番地の27
破産者　有限会社小川食品
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
岡山県倉敷市稲荷町６番６―906号
破産者　有限会社アイビー企画
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第３１５号
山梨県甲府市若松町６番33号
破産者　株式会社一瀬調査設計
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３２号
札幌市西区西野５条７丁目８番１号
破産者　有限会社タナベ
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５４号
千葉市花見川区作新台６丁目20番21号ニュー作新ハイツ202号
破産者　中野恵一郎
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４号
最後の住所長野県上田市御所321番地３
破産者　亡鈴木喜一郎
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４９３号
名古屋市守山区大字中志段味字東原2513番地
破産者　Ｋ３　Ｊａｐａｎ株式会社
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５０号
大阪府岸和田市池尻町566番地の１
破産者　株式会社弘洋園
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
兵庫県西脇市野村町802番地の１
破産者　東播水産株式会社
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２号
静岡県浜松市東区安新町533番地の８、前住所静岡県浜松市東区中野町2453番地
破産者　八木　政次
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７３５号
京都市北区紫竹下ノ岸町23番地の２
破産者　株式会社モード・ウイングル
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係